

2007年外国貿易障壁報告書に対する  
日本政府のコメント

平成19年5月9日

2007年5月9日

**総論**

日米両国政府は、2001年に日米両国首脳間で立ち上げられた「成長のための日米経済パートナーシップ」(「パートナーシップ」)の下、各種フォーラムを通じて、両国および世界の持続可能な成長を促進することを目的として緊密な対話を行っている。日本政府としては、従来から「パートナーシップ」をはじめとする二国間対話の場における意見交換を重視し、真摯に対話に臨んできており、今後とも、日米政府間で建設的な対話を行っていく考えである。

しかしながら、米国政府が毎年公表している外国貿易障壁報告書の記述の中には、これまでに様々な場において積み上げられてきた日米政府間の対話の成果に照らして不適當又は不正確と思われる説明が散見される。そのような説明によって、日米政府間の建設的な対話の枠組みの意義が減じられたり、過小評価されたりすることは避けるべきである。日本政府は、これまで繰り返しその問題点を指摘してきたが、今般公表された2007年の外国貿易障壁報告書においても、不適當又は不正確な記述が繰り返されている(中には、我が方より累次に亘り説明してきているにもかかわらず、昨年の報告書と一言一句、同じ記述がなされている箇所すらある)。日本政府として検討した結果、これまでに行った指摘の内容も踏まえて極力絞り込んだコメントとして、以下を米国政府に対して指摘する。なお、日本政府としては、このような不適當又は不正確な記述を含む報告書の発出とそれへのコメントの提出といったやりとりを毎年繰り返すことは、必ずしも建設的な対話のあり方であるとは考えていない。

第一に、本報告書に記述のある個別案件の多くについては、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ(「規制改革イニシアティブ」)」において、既に建設的な対話が進められてきているが、その成果が十分に踏まえられていない記述が多く見られる。事実に基づかない記述や一方的な記述は、本報告書そのものの信頼性を損なうだけでなく、日米両国間で行っている建設的な対話の信頼性を損ないかねない。

第二に、日米両国政府は、双方が自国の問題として主体的に取り組んでいる規制改革に関して、建設的な意見交換を行っているが、本報告書には、日本政府がこれまで主体的に取り組み、実現してきた各種改革・改善措置が、あたかも米国政府との国際合意によって実現したかのような記載が随所に見られる。このような記述は、事実関係を正確に踏まえていないばかりでなく、「規制改革イニシアティブ」等の趣旨に反するものであり、同対話に対する誤った批判を惹起しかねない。

第三に、本報告書の中で、ある分野の日本市場への米国の参入実績が停滞していることをもって日本の市場アクセスに問題がある旨結論づけている部分が随所に見られるが、市場原理の下では、シェア等の実績は需要構造、供給者側の努力を始めとする様々な要因によって決定されるものであり、米国製品の日本市場におけるシェアが低いことのみをもって、あたかも日本市場が「閉鎖的」であるかのように捉えることは適當ではない。

以上の基本認識に基づき、個々の論点についての日本政府としてのコメントを以下のとおり米国政府に対して提出する。なお、このコメントにおいて言及がなかった事項については、従前日本政府が行ってきた反論を敢えて繰り返さないこととしたものも含め、必ずしも本報告書での記述に対して日本政府が同意することを意味するものではない。

日米両国は、経済成長の推進、経済調和の促進、及び開かれた多国間貿易システムの強化のための指導的な役割を担っており、グローバル化時代における対話と協力のモデルを世界に対して示していく責務を有している。日本政府としては、「パートナーシップ」に掲げられた精神の下、幅広い分野で米国政府と建設的な対話を続けていくことが、日米両国、アジア太平洋地域ひいては世界の利益に合致すると確信している。

## **分野別規制改革**

### **1. 電気通信**

日本では世界で最も高速かつ低価格なブロードバンドが利用でき、また、IP電話の普及や第3世代携帯電話の普及についても、世界で最も進んでいる国の一つである。これらは、適切な競争環境や規制環境の整備なくしては実現し得ないものである。また、規制の制定及び改廃に当たっては、パブリック・コメント募集などの透明な手続を経て公正・中立な政策を行っている。したがって、日本の規制のあり方に関する本報告書の指摘は適切ではない。

### **2. 医療機器・医薬品**

(1) ルール策定における透明性については、中央社会保険医療協議会において、薬価の改定頻度や外国平均価格調整制度を含む薬価算定基準の在り方に関して、これまでも業界に対して意見表明の機会を設けてきた。

(2) 医療機器の外国平均価格参照制度は日本における償還価格を欧米4カ国におけるリストプライスの平均の1.5倍に段階的に近づけるよう見直すものであり、日本と欧米諸国との商慣行の違いにより生ずるコストについては十分に考慮されている。また、機能の差異に応じた評価区分についても、平成18年度に、より詳細なものとする見直しを行った。

## **構造的規制改革**

### **1. 独占禁止法及び競争政策**

(1) 公正取引委員会は、改正独占禁止法によって導入された犯則調査権限を積極的に活用し、2006年1月の改正法施行後、これまでに2件の告発を行っている。なお、公正取引委員会は、1990年以降、2007年3月までに、11の事件について刑事告発を行っている。このうち2005年に告発した橋梁談合事件の刑事裁判については、大部分の被告人に対する刑が確定しており、23社に対して、合計64億8,000万円の罰金が科された。本件は、2002年改正により引き上げられた罰金刑が適用された最初の事案である。

(2) 下請法に基づく勧告及び警告について適正手続を拡大すべきとの指摘があるが、同法に基づく勧告を行う際には、事実上、関係人に対して異議申立の機会を付与しており、適正手続は確保されている。また、下請法に基づき行われる警告は、独占禁止法に基づき行われる警告とは異なり、個別の事件毎に事案・事業社名とも公表してはいない。

### **2. 流通・税関手続**

郵政公社の民営化について、貨物運送においては他の事業者との同等な競争条件を確保し、公平かつ自由な競争を促進すべきとの指摘があるが、EMSは、万国郵便条約に基づく郵便であるとともに、郵政民営化後も引き続き、我が国においては郵便の一部である。EMSは郵便である以上、ユニ

バーサルサービスの対象として全国あまねく提供されるサービスであり、郵便に係る規制に従うものである。また、税関手続きについては既に見直しを行った。

## **輸入政策**

### **1. コメの輸入システム**

(1) 米国から輸入されたコメの大部分が備蓄、食糧援助及び加工用に回され、消費者に直接消費されていないとの指摘については、ミニマム・アクセス米の消費者や加工業者へのアクセス機会は十分に確保されているが、輸入される米国産米の多くは、国産米と比較して品質がやや劣ることから、加工用のほか、業務用として国産米とブレンドするなどして利用されており、消費者向けに米国産米として単品で小売されるケースは少ないのが実態である。また、一般入札で輸入される米国産中粒種の主な用途は加工用であり、加工部門への販売の結果残された分を在庫として管理するとともに、国際機関や被援助国の要請があった場合に、国際ルールに則りその一部を援助用として供給している。

(2) 残留農薬の検査が過大な輸入コストの増大につながっているとの指摘については、農林水産省は、我が国に輸入される米穀について、国家貿易企業として、食品衛生法に基づく残留基準が設定された農薬等を調べている。これは、同法を遵守し、輸入米穀の安全性を確保する観点、及び、同法で販売が禁止されている残留基準を超える米穀が輸入された場合の返送や処分による経済的損失を回避する観点から、輸出入関係者にとって必要なものである。

### **2. 備蓄米の放出**

(1) 備蓄米の放出により、備蓄輸入米が従来輸入されていた米粉調製品に取って代わっているとの指摘については、当該制度による備蓄米の米粉供給は、為替相場の変動に影響されることなく、安定した価格での供給を希望する需要者の要望に対応するとともに、これまで備蓄米を使用していなかった需要者の新規の需要開拓も視野に措置したものであり、輸入米粉調製品からの振替を誘導しているものではない。

(2) 2006年の米国からの米粉調製品輸入量の減少については、米国から輸入される米粉調製品のうち、しょ糖を含む調製品は9割を占めているが、円安傾向を反映した為替動向に留まらず、砂糖相場が2005年末から高騰し、2006年7月まで高止まりした後も依然として高水準の相場を形成していること、米国産(加州)米穀のFOB価格が、2005年10月以降高止まりしていること等から、米粉調製品の総体的な割高感もあり、国内需要者が輸入を手控えてきた結果ではないかと考えている。

(3) 内国民待遇の観点から懸念があるとの点については、当該制度において放出される備蓄米として、国内産原料(特定米穀等)も対象としていることから、内国民待遇についての問題は生じないと考えている。

### **3. 小麦**

(1) 国家貿易による小麦の高価格が消費を抑えているとの指摘があるが、輸入小麦の売渡価格について、1986年以降現在に至るまで約4割以上の引き下げを行ってきたところだが、この間の需要は概ね横ばいで推移してきている。

(2) 2007年4月からは、新たな売渡制度へ移行し、輸出価格に連動した価格形成を行うこととなっており、本件については、米国の小麦業界等に対しても既に説明を行い、一定の評価を受けている。なお、国家貿易制度が、関税に比べて貿易歪曲的であるとの指摘については、小麦の売渡価格は、WTO協定に基づく譲許の範囲内で設定しているところであり、指摘は当たらない。

#### 4. 工業用とうもろこし

今回の制度見直しにより、国内産いもでん粉に係る従前の価格支持に代えて、でん粉原料いも農家に対する直接支払いを導入することと併せて、国産いもでん粉の需要を人為的に創出していた抱合せは廃止され、2007年10月より新たな調整金制度に移行することとなる。

この結果、コーンスターチ用とうもろこしに係る関税割当の運用は、透明性が高く、国内の実需に基づいたものとなり、また全体として政策措置は市場原理を十分に反映したものとなる。このため、米国側主張である「十分に市場に根ざしていない」という指摘は当たらないと考える。

#### 5. 牛肉・豚肉（関税の緊急措置）

日本政府は、ウルグアイ・ラウンド交渉の際、厳しい国内生産事情の中で、米国を含む輸出国との協議の結果、ラウンドの合意で譲許した水準を上回る関税の自主的な引下げ措置を受け入れた。牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置は、その代償として、同じく関係国との協議の結果、導入された。従って、本報告書において、米国を含む国際合意であることに言及せずに本件措置が批判されているのは不当である。

なお、本報告書に反映されていない最近の事実として、牛肉に係る関税の緊急措置については、最近の牛肉の価格及び消費動向等に鑑み、2007年度の特例措置として、2006年度に引き続き、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量についての見直しを盛り込んだ関税率法等の一部を改正する法律が4月1日より施行された。

#### 6. 食品成分情報の開示

食品等輸入届出への原料情報の記載義務が過度の負担であるとの指摘があるが、本プロセスは食品の安全性確保の観点から必要であり、米国からの輸入に限らず適用される。

また、企業等の製品に関する情報が潜在的な競合相手に対して公表されてしまうリスクがあるという指摘があるが、食品等輸入届出に係る情報のうち、企業等の正当な利益を害するおそれのある情報については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき公開されない。

なお、食品成分等のパーセンテージの開示が要求されるという記述があるが、食品添加物等で使用量の基準が定められている場合等に限定して確認しており、全ての原材料に要求しているとの指摘は事実に反する。

#### 7. 林産物

関税により米国産の林産物の輸入を制限しているとの指摘があるが、林産物にかかる日本の平均関税率(2.1%)は、他の先進国(カナダ1.1%、米国1.2%、EC1.4%、ニュージーランド2.4%)との比較においても特別に高いとは言えない。

また、林産物の更なる自由化に日本が抵抗しているとの記述については、関税撤廃は受け入れられないという日本の主張は、地球規模の環境問題や有限天然資源の持続的活用の観点を踏まえたものである。関税水準の側面だけを捉えて日本の林産物輸入政策が不適切とする主張は一方的なものである。

## 8. 海洋船舶

(1) 我が国の小型ボートの認証システム等については、日米貿易フォーラム・日米小型船舶 WG において議論を重ね、具体的に 7 つの検討課題を抽出して既に 4 つの課題を解決し、残る課題の解決に向けて協議を継続中であると認識している。今回の報告書の指摘は、これまでのそうした日米の協調的な取り組みによる本件解決の過程や双方の努力を無視したものである。

(2) 特に CE 認証を受けたボートについて日本の検査を免除するとの提案は、これまで検討課題として議論されたこともない全く新たな提案である。また、CE 認証は欧州の地域的な認証制度であり、米国においても自国の認証制度として法制化されていないものと認識している。第三国の認証制度を日本に一方的に採用すべきとの主張は、そもそも認証制度は各国の法体系や国民の安全意識、業界の実情等を勘案して各国の主権の下で制度設計されているという事実を無視したものであり、要求自体が不適切である。

## 9. 皮革・履物

(1) 日本の革靴の関税割当については、申請手続き及び割当方法を公表するとともに、新規に輸入しようとする者にも一定量配分しており、米国側の「割当を使用する計画を有する企業に対し、割当の配分を限定する努力を行っていない」との指摘は誤りである。

(2) 米国企業が日本でライセンス生産に踏み切らない理由として「自社ブランドの評価への潜在的脅威」を挙げ、日本のライセンス取得者によるブランド維持能力が十分でないかのような記述があるが、これは根拠が不明確で一方的である。

## 基準・試験・表示・認証

### 1. 牛肉

輸入条件の緩和への言及については、我が国としては、まずは現行の輸入条件の遵守に全力を尽くすべきであること、各国は科学的に正当な理由がある場合には、国際的な基準に基づく措置よりも厳しい措置を導入又は維持することが許容されていることを繰り返し指摘してきたところであり、改めてこのことを指摘したい。

### 2. 農薬等の残留基準

(1) 残留農薬の違反発見時における検査強化は、コーデックスのガイドラインを考慮し、輸入時検査の結果及び輸出国政府から提出された輸出国の農薬の使用・残留の管理状況等を考慮して、必要かつ最小限の範囲について実施している。

(2) 国産食品についても同様の考え方に立ち、農薬の使用・残留の管理体制が整備されており、違反事例に対して原因究明と再発防止対策が速やかに講じられることから、必要かつ最小限の範囲について対応をしているものである。

(3) 従って、農薬の使用・残留の管理状況等を考慮して検査強化の範囲に差をつけているのであり、内国民待遇の観点から懸念があるとの指摘は当たらない。

(4) 米国に対しては、昨年 5 月以来提出を求めてきた農薬の使用・残留の管理状況等の関係資料

が本年1月に提示されたところであり、当該資料について具体的な内容の質問を送付している。

### **3. 食品添加物**

国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物の指定について、日本で進展が見られないとの指摘があるが、国が主体的に指定に向けた検討を進めている未指定添加物46品目については、7品目の指定を終え、現在29品目の評価を独立機関である食品安全委員会に依頼しているところであり、指定に向けた手続を着実に実施している。

### **4. 家きん類**

我が国の輸入禁止措置が国際的なガイドラインに反しているとの指摘については、低病原性のH5又はH7亜型の鳥インフルエンザは高病原性鳥インフルエンザに変異しうるとの報告があることから、我が国では、貴国に対し、州単位での輸入停止措置という防疫措置を講じている。このため、家きん貿易に損害を「不必要に」生じさせたとの記述は当たらない。

### **5. 化粧品・医薬部外品**

承認申請の過程が煩雑かつ不透明であり、また、検証可能なデータに基づく広告表示が認可されないとの指摘があるが、承認基準、承認申請に必要な資料、汎用される添加物等については公表しており、透明性は確保されているものと考えている。また、根拠となるデータを示して承認を取得することにより、その効能・効果を表示・広告することができる。

## **政府調達**

### **建設、建築及びエンジニアリング**

(1) 米国企業による公共事業の受注実績に関する指摘について、昨年も述べたとおり、日本政府は、WTO政府調達協定を遵守しつつ、自主的に策定した行動計画を適正に履行しており、内外無差別の原則を徹底している。これらの措置は、外国供給者による調達実績という「結果」を保証したのではなく、調達実績が増大するためには、外国供給者の努力が必要である。

(2) 日本の公共事業市場に関する認識、資格審査及び評価の基準、経営事項審査、ジョイント・ベンチャー、設計価格並びに入札・契約手続の透明性に関する部分等は、これまでの日本側の説明内容や措置を踏まえておらず、一方的で不適切である。

(3) 日本政府が以前から米国政府・企業からの個別の照会に対して随時迅速かつ適切に対応してきていることは十分認識されるべきである。

## **知的財産権**

### **1. 特許**

(1) 知的財産関連訴訟について、我が国では、2005年より知的財産高等裁判所を発足させ、知的財産権訴訟に精通した裁判官、裁判所調査官を重点的に配置して専門的な処理態勢の強化を図るなど、訴訟手続の迅速化のために適切な措置を講ずることによって、審理期間が短縮されてきていると承知しており、手続が遅いとの指摘は当たらない。

(2) 訴訟手続中における営業秘密の保護については、2004年改正特許法（特許法第105条の4、

第 105 条の 7、第 200 条の 2 ほか)において、裁判所が当事者等に対し訴訟追行目的以外の営業秘密の使用・開示の禁止を命じることを可能とし、その命令違反に関する刑事罰が規定されるとともに、営業秘密の保護のために裁判の公開停止をすることができる規定を導入するなど、適切に保護がなされており、保護が欠如しているとの指摘は当たらない。

(3)狭い権利解釈のみを許す実務については、米側から、今年新たに懸念として示されているが、該懸念を裏付ける事実は、報告書中には一切示されておらず、また、日本側においても、そのような事実は把握していない。

(4)審査請求制度については、日米間でのワークシェアリングが強化されればされるほど、日本でのサーチ・審査結果を米国で使用可能とするために早期に審査請求しようとするインセンティブが出願人に与えられる。また、そのような協力を進めるにあたって、断片的な審査が生じないよう、すべての拒絶理由について最初の審査時に審査を行うことなどを審査基準で担保している。

(5)特許制度については、1994 年の日米包括協議で確認した特許措置のうち、日本側は全て実施済みであるのに対し、米側は、早期公開制度の例外規定の廃止等について実施が不十分であり、速やかに実施を求めたい。

## 2. 著作権

プロバイダ責任制限法及び関連の措置によってインターネット上における権利侵害情報の削除等は適切に行われており、日本政府はインターネット上の権利侵害に対して適切に対応してきているところであり、当該措置が不十分でバランスを失しているとの指摘は当たらない。

## 3. 商標

周知商標について、日本は、TRIPS 協定上要求されている保護に加え、商標法において、外国の周知商標で不正目的で使用されるものについて他人による商標登録を認めないこととする(商標法第 4 条第 1 項第 19 号)など、その保護を強化しており、保護が弱いとの指摘は当たらない。

## 4. 地理的表示

(1)地理的表示について、日本は、不正競争防止法で原産地を誤認させるような表示行為を防止し、また、商標法においても原産地の誤認を生じさせるような地理的表示を含む商標等の登録を拒絶し又は無効としている。さらに、TRIPS 協定第 23 条に基づくぶどう酒若しくは蒸留酒の地理的表示の追加的保護に関しては、行政上の措置として、酒税の保全及び酒類業組合法等に関する法律に基づき実施しているほか、商標と地理的表示との競合についても、商標法でそのような表示を含む商標等の登録を拒絶し又は無効としている。また、他国のぶどう酒および蒸留酒の地理的表示は、登録の必要なく、TRIPS 協定 23 条に基づく保護を受けることができる。

従って、地理的表示の保護の方法が不明確であるとの指摘は当たらない。

(2)また、日本において地理的表示に関する商標審査の際に照合されるリストに不開示のものはなく、この点に関する指摘も当たらない。

(3)なお、我が国のぶどう酒および蒸留酒の地理的表示について、国税庁長官が「世界貿易機関

加盟国の領域において保護されるものとして「指定している」との指摘があるが、国税庁長官は TRIPS 協定 22 条 1 の規定に該当する日本国の地理的表示の産地を指定しているにすぎず、日本国外における保護は TRIPS 協定に基づいたそれぞれの加盟国の法令に従って実施されるものであり、指摘は当たらない。

## 5. 営業秘密

(1) 日本の訴訟手続における営業秘密の保護が不十分であると指摘されているが、日本の民事訴訟法においては、証拠調べに関して営業秘密等についての保護規定を設けており、その保護を図っている。また、不正競争防止法等知的財産関連法の改正(2004年改正)により、準備書面・証拠に営業秘密が含まれる場合には、裁判所の命令によって当事者等に対し当該営業秘密の使用・開示を禁止することができるようになり(不正競争防止法第10条ほか)かつ、営業秘密の侵害訴訟等において、当事者等が営業秘密に該当することについて尋問される場合、裁判所は一定の要件・手続の下でその尋問の公開を停止できることとなった(同法第13条ほか)。

(2) 営業秘密の刑事的保護に関しては、不正競争防止法の改正(2005年及び2006年改正)により、退職者による営業秘密の不正使用等が一定の場合に処罰の対象となり、かつ、国外犯処罰や法人処罰が導入されるとともに、罰則が引き上げられた。

## サービス

### 保険：郵政民営化

(1) 米国政府は保険業法に基づくアームズ・レングス・ルールが適用されているかどうかを含む会社間の内部相互補助が行われていないか、適切にディスクロージャーが行われるか等の公正な競争条件が達成されているか見ていくとしているが、日本郵政株式会社、郵便事業会社、郵便局会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の財務情報は、他の民間企業と同様に、会社法、銀行法、保険業法、その他の関係法令を含めた規制の下で開示され、また、公開資本市場において取引される場合は、金融商品取引法(証券取引法)の開示規制を受けることとなる。加えて、郵便保険会社、日本郵政株式会社及び郵便局会社の相互の取引関係は、アームズ・レングス・ルールを含め、保険業法の義務に服することとなる。

(2) 米国政府は郵便局会社が透明かつ公正に他の民間会社の商品販売を行うことの重要性を強調するとしているが、郵便局会社は、郵便保険会社以外の民間保険会社と生命保険募集委託契約を締結することは可能であり、郵便局会社のネットワークを利用する点において、郵便保険会社と他の保険会社との間でイコールフットイングは制度上確保されている。

なお、郵便局会社の販売する商品の選択については、郵便局会社の経営判断にゆだねられるものである。

(3) 米国政府は、郵便保険会社の新商品の認可に当たっては、関係者に対し公正かつ透明に行われなければならないとしているが、民営化会社の将来の業務範囲の拡大は、内閣総理大臣(権限は金融庁長官に委任)及び総務大臣が、郵政民営化委員会の意見を聴取して、業務拡大を決定するという透明・公正な手続きを経なければならず、新会社の業務範囲の拡大について主務大臣が決定を行う際は、新商品の導入の審査に当たり、他の生命保険会社とのイコールフットイングの状況及び新会社の経営状況が考慮されることとなっている。

(4) また、日本政府は民営化プロセスにおける透明性の重要性についても認識している。加えて、郵政民営化委員会は、議事規則に基づき、議事要旨及び詳細な議事録を公開するとともに、委員会が必要と考える場合には、利害関係者に対して意見聴取の機会を提供している。

### **反競争的慣行**

(1) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）は、公正な競争手段とは言えない過大な景品類の提供や不当表示を禁止しているものであり、販売促進手法に対し過剰な制限を課しているとの指摘は当たらない。また、景品規制については 2007 年 3 月に、事業者が提供できる総付景品の最高額を 2 倍に引き上げたところであり、これにより総付景品の提供がより幅広く行うことが可能となり、市場に新規参入する事業者もこれを有効に活用できると考えられる。

(2) 公正取引協議会が運用する公正競争規約は、事業者の自主的なルールとして、不当な表示と過大な景品提供を排除するためのものであって、景品表示法の遵守の推進に向けた同法に基づく制度の一部である。さらに、公正競争規約は、景品表示法に定められた要件、例えば、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものである等の要件を満たすものに限り、公正取引委員会が認定するものであって、「景品表示法の規制以上の厳しい追加的基準を課している」との指摘は当たらない。

### **その他の障壁**

#### **1. 航空産業**

装備品の取得については、性能・価格面に加え、維持・補給・教育訓練の容易性やわが国独自の改善の必要性なども考慮した費用対効果に関する検討に基づき、国内開発、ライセンス国産、輸入といった取得方法を適切に判断してきたところであり、「国内防衛産業支援のため、国内生産もしくは米技術の日本国内でのライセンス契約を好んでいる。」との指摘は当たらない。

#### **2. 民間航空**

(1) 日米間の航空問題については、随時協議が行われている中、本報告書に米側の一方的な見解が記述されていることは甚だ遺憾である。

(2) 米国航空企業は、長年の協定上の不平等の結果成田のスロットを既得権として多数保有しており、成田の日米路線において、旅客便で本邦企業の約 2 倍、貨物便では約 1.7 倍のスロットを使用している。このように、日米航空企業間には、成田におけるスロットに格差があり、競争条件の不平等が依然存在しているにも拘わらず、本報告書がこの事実に基づかず、あたかも米国航空企業が不利な立場にあるかのように記述していることは遺憾である。また、直近の公式協議が合意に至らなかった主な原因は、米側が日側の最大の関心事項である上記の成田スロットの不平等の是正について、解決する事が出来なかったためと認識している。

(3) また、空港使用料の設定は空港管理者と航空会社の間で決定される問題であるが、適切な話し合いの結果、着陸料の値下げと一部料金の改定が実現し、2005 年の改定では空港使用料全体で平均 11% 値下げされた。これは、IATA から高く評価されており、米側の批判は当たらないものとする。また、米国が指摘する料金相殺の事実はない。

なお、成田空港のような民営化された空港の料金については、その透明性及び公正性が確保され

る必要があると認識している。

### **3 . ビジネス航空**

我が国において、航空機の運航及び整備等、航行の安全に関する規制は、シカゴ条約の規定並びに同条約附属書第 6 に準拠しており、商業航空(Commercial Aviation)は同附属書第 1 部にに基づき、商業航空以外(Non-Commercial Aviation)は同附属書第 2 部にに基づき行っているところである。従って、ビジネス航空のうち商業航空以外の運航及び整備等について、商業航空同様の規制を行っているとの米国の指摘は事実誤認である。

### **4 . 海運・港湾**

報告書は、日本の港湾に関する制度が制限的、非効率で、差別的である旨主張しているが、日本の港湾事情については、事前協議制度の大幅な改善実現、港湾運送事業法改正による需給調整規制の撤廃による新規事業者の参入実現、港湾荷役の364日24時間フル・オープン化の実現等、関係者による取り組みの成果が現れているところであり、日本の港湾に関するこれらの事情が正しく反映されていない。